

- 河合一也委員長 皆さん、おはようございます。
- 市民福祉常任委員会に付託されました案件は、お手元に配付の資料のとおり、全部で1件であります。
- それでは、健康福祉部の議案審査に入ります。
- 議第53号「調停の申立てについて」を議題といたします。
- それでは、議第53号に対する質疑に入らせていただきます。
- 質疑、意見のある方は御発言願います。
- 吉田昇一委員 本市の提示額が示されておりますが、この根拠を教えてください。
- 小野田 豊障害福祉課長 13万8,600円の内訳ですけれども、公用車がぶつかった塀の修繕費になります。内容としましては、当たった箇所を中心に、タイル4枚を取り替える修繕となっております。
- 以上でございます。
- 深田ゆり子副委員長 13万8,600円の根拠は今示され、答弁ありましたが、相手方の請求額の41万300円の根拠はどうでしょうか。
- 小野田 豊障害福祉課長 今回の物損事故に関しましては、バンパー、塀との損傷部分がはっきり確認できない状況であります。市としましては、接触したと思われる部分で見積りを取らせていただきました。
- 一方、相手方は、接触によりタイルの下地部分にも影響が及んでいると、可能性があるかと主張しまして、下地部分の修理費も含めた41万300円となっております。
- 以上になります。
- 深田ゆり子副委員長 裁判をする、調停をすることによって第三者が入って、損傷部分、タイルの下地部分が損傷しているかどうか分かるのでしょうか。
- 岩ヶ谷佳史総務課長 調停は双方の意見を聞いて、それで金額に隔たりがあるものを合意に持っていくということですので、タイルの下地がどうという原因までは突き止めないということになるかと思えますけれども、その部分も含めて調停という、話し合いをまずやるということになります。
- 深田ゆり子副委員長 でも、話し合いだけじゃなくて、その証拠がなければ、タイルの損傷だけじゃない、下地部分、ブロックも損傷しているかどうかというのは分からないじゃないですか。
- 岩ヶ谷佳史総務課長 今回、金額の隔たりがあるので、それぞれの主張とか意見をまず聞く場なんです。調停が調わないと、その先の裁判に、進んでいくということもあり得るということになります。
- 四之宮慎一委員 現場の写真は提示していただくことってできるんですか。
- 小野田 豊障害福祉課長 調停が非公開で行われるものですから、提示は差し控えさせていただきますと思います。よろしくお願います。
- 河合一也委員長 こちらのバンパーの損傷というのはどれぐらいのものなのか教えてもらっていいですか。

○小野田 豊障害福祉課長 バンパーにはほとんど傷がついていないような状況で、当たったときの線はついておりますけれども、修理するほどのものではなかったということでございます。

以上です。

○河合一也委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第53号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。

よって、議第53号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で健康福祉部の議案審査については終了いたしました。

これをもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしましたので、市民福祉常任委員会を閉会します。皆さん、御苦労さまでした。

閉会(9:59)